

【別表1】

所得基準額表

区分		平成26年分所得	備考
世帯人員	1人	678万円	世帯人員が7人を超える場合は、 1人増すごとに20万円を加算する。
	2人	782万円	
	3人	828万円	
	4人	855万円	
	5人	882万円	
	6人	902万円	
	7人	922万円	

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表2の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

【別表2】

特別控除額表

特別の事情	特別控除				
			自宅通学	自宅外通学	
A 世帯を対象とする	(1) 一人親世帯		49万円		
	(2) 本人以外の就学者がいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
	高等学校	国公立	28万円	47万円	
		私立	41	60	
	高等専門学校	国公立	36	55	
		私立	60	80	
	大学	国公立	59	102	
		私立	101	144	
	専修学校	高等課程	国公立	17	27
		高等課程	私立	37	46
	専修学校	専門課程	国公立	22	62
専門課程		私立	72	112	
B 申請者本人を対象とする控除 (本人のみが対象)	(3) 障がい者のいる世帯 1人につき		特別障がい者に該当する者 その他の障がい者 (申請書添付資料：障がい者手帳、療育手帳等の写し等)	86万円 60万円	
	(4) 長期療養者のいる世帯		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：平成26年中の診療費領収書の写し)		
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯		別居のため特別に支出をしている年間金額(住居費・光熱水費に限る)ただし、71万円を限度とする。 (申請書添付資料：平成26年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)		
	(6) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯		日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び将来長期にわたって支出増または収入減になると思われる年額の見積書)		
B 申請者本人を対象とする控除 (本人のみが対象)				59万円	

備考：A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。